

紀美野町いのち支える 自殺対策計画

第1次紀美野町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
紀美野町の実現をめざして～



紀美野町

平成31年3月

目 次

第 1 章 自殺対策計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 自殺対策計画の基本理念 1
- 3 計画の位置づけ 2

第 2 章 自殺の現状

- 1 紀美野町及び和歌山県の現状 4
- 2 自殺の危機要因と自殺対策の課題 1 1

第 3 章 いのち支える自殺対策における取組み

- 1 計画推進のための基本的な考え方 1 3
- 2 基本施策 1 4
- 3 重点施策 1 7
- 4 関連施策 1 9

第 4 章 自殺対策の推進体制

- 1 推進体制 2 7
- 2 評価、見直しについて 2 7

資料

- 1 紀美野町役場の主な相談窓口 2 9
- 2 和歌山県内の主な相談窓口 3 0

第1章 自殺対策計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年以降は減少傾向にあります。しかし、未だに毎年2万人の自殺者があり、交通事故による死者数の5倍以上の方が毎年自殺で命を落としています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言われています。

このような状況の下、我が国では、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、全国的に自殺対策が推進されてきました。さらに政府は自殺対策基本法に基づき、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」を平成19年に策定し、平成28年には、自殺対策をより効果的・総合的に推進するための法改正がなされました。この法改正により、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺の多くは追い込まれた末の死と言われています。自殺に至るまでには、様々な社会的要因（精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など）が複数重なり、危機的な状態に追い込まれてしまう過程で自殺は起こり得ます。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策と様々な分野で連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

紀美野町では、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策を総合的に推進するため、「紀美野町いのち支える自殺対策計画」を策定し、本町の住民一人ひとりが自殺対策の理解を深め、ともに支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできるまちづくりを推進します。

2 自殺対策計画の基本理念

自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう生きることの包括的な支援を推進します。

また自殺対策は、個人的な問題だけではなく、背景にある様々な社会的要因に取り組む必要があるため、町民、地域、関係機関、学校、行政等が連携・協

働、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連分野と有機的な連携を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

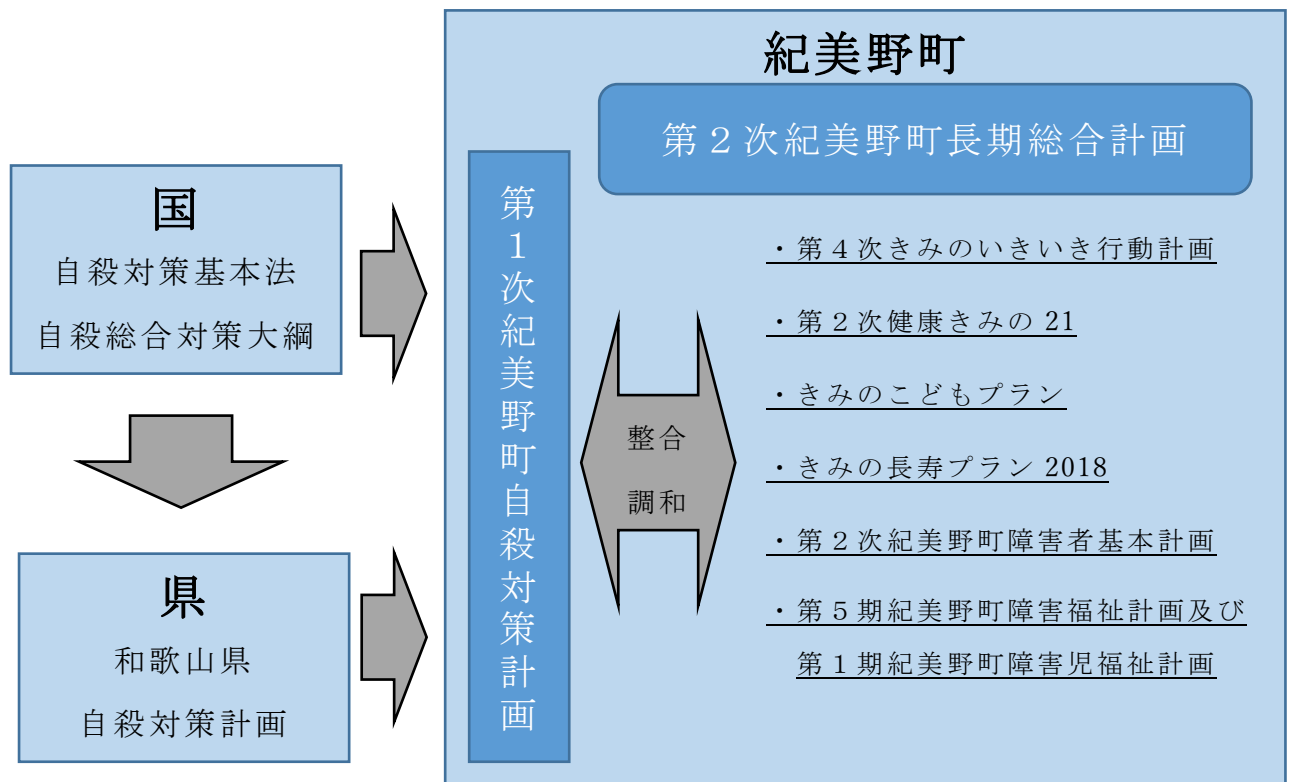
3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条の規定に基づき、自殺総合対策大綱、和歌山県自殺対策計画及び本町の状況等を勘案して策定するものです。

(2) 上位計画および関連計画との関係

本計画は、「第 2 次紀美野町長期総合計画」、「第 4 次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）」、「第 2 次健康きみの 21（紀美野町健康増進計画）」、「きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）」、「きみの長寿プラン 2018（第 5 次紀美野町老人福祉計画・介護保険事業計画）」、「第 2 次紀美野町障害者基本計画」、「第 5 期紀美野町障害福祉計画及び第 1 期紀美野町障害児福祉計画」と整合性を取り調和が保たれたものとしします。



(3) 計画の期間

本計画は、地域福祉計画との関係が最も強いため、「第4次きみのいきいき行動計画」の計画期間と整合性を持たせるため、平成35年度までとし、その後は地域福祉計画と一体的に策定します。

なお、平成31年5月から元号が変更される予定ですが、今計画の各年度は便宜上「平成」を使用しました。

（4）計画の目標

政府は平成29年7月の自殺総合対策大綱の見直しで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざしていくことを閣議決定しました。見直し後の大綱では、自殺死亡률을平成38年までに13.0以下（平成27年の18.5から30%以上減少）にすることとしています。

「紀美野町いのち支える自殺対策計画」では、地域の特徴を踏まえ自殺に対する正しい知識の普及啓発及びゲートキーパーの育成、また自殺の危険性が高い人へのケアや悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図り、平成35年までの5年間の自殺者数及び自殺死亡률ゼロをめざし、各種事業や取り組みを推進します。

第2章 自殺の現状

1 紀美野町及び和歌山県の現状

自殺統計によれば、全国の自殺数は、平成10年では31,755人に急増し、以後も3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年以降減少が続き、平成29年には20,465人となっています。

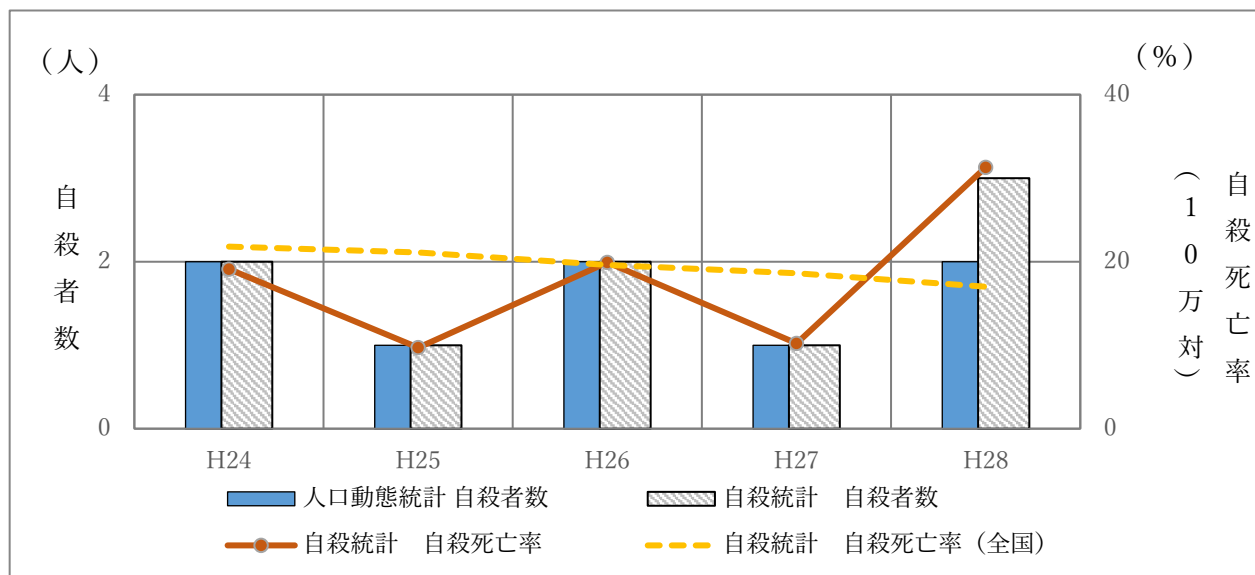
また、和歌山県の自殺者数は、平成13年に317人と最も多くなり、その後は減少傾向にあります。年によっては増減があります。

本町の自殺者数は、平成21年の8人を最大とし、以降全国と同じく減少傾向にあります。

(1) 自殺者数の推移

自殺統計によれば、本町における平成24～28年までの5年間の自殺者数合計は9人で、年間平均で1.8人、最も多い年は3人でした。自殺者数は、減少傾向にあるものの、年によって増減があります。

図1 紀美野町の自殺者数及び自殺死亡率の推移（期間：平成24～28年）



(厚生労働省による人口動態調査の結果 (人口動態統計))
(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺統計))

【参考】「人口動態統計」と「自殺統計」における自殺者数の違い

1 調査対象の差異

人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、自殺統計は総人口（日本における外国人も含む。）を対象としています。

2 調査時点の差異

人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。

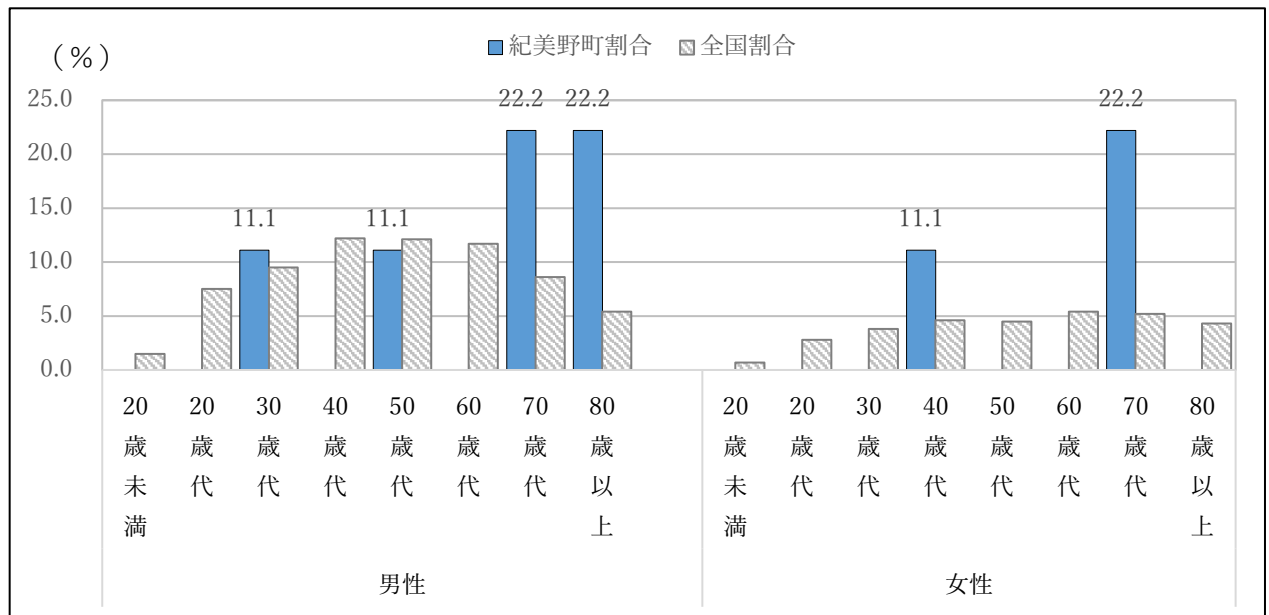
3 事務手続き上（訂正報告）の差異

人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

(2) 自殺者の割合

平成 24～28 年の 5 年間に於ける本町の自殺者の割合は、男女とも 70 歳以上が高くなっています。

図 2 紀美野町の年代別自殺者の割合（期間：平成 24～28 年）

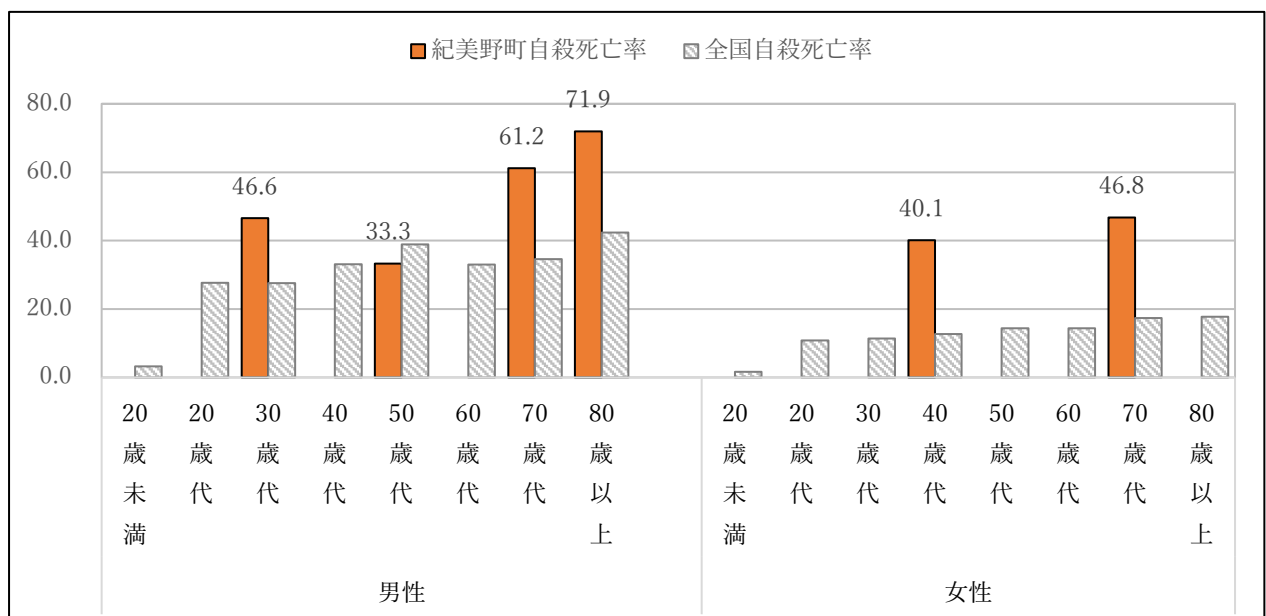


（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

(3) 自殺死亡率

平成 24～28 年の 5 年間に於ける本町の人口 10 万対の自殺死亡率は、男性の 30 歳代及び 70 歳代以上が高く、また女性は 40 歳代が比較的高くなっています。

図 3 紀美野町の年代別自殺死亡率（10 万対）（期間：平成 24～28 年）

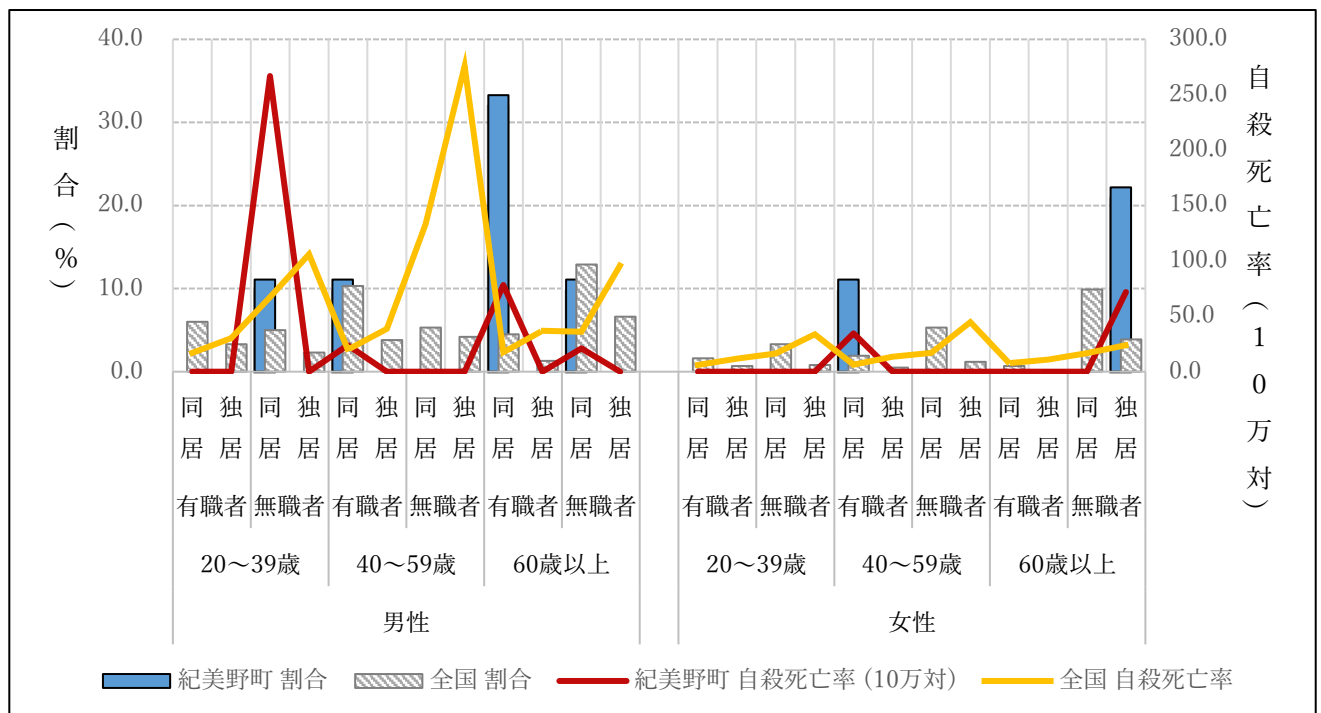


（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

(4) 自殺の概要

平成 24～28 年の 5 年間に於ける本町の自殺の概要は、「男性・20～39 歳・無職者・同居」に分類される自殺死亡率（10 万対）が最も高く、全国で最も高い「男性・40 歳～59 歳・無職者・独居」と異なる傾向にあります。

図 4 紀美野町の自殺の概要（期間：平成 24～28 年）



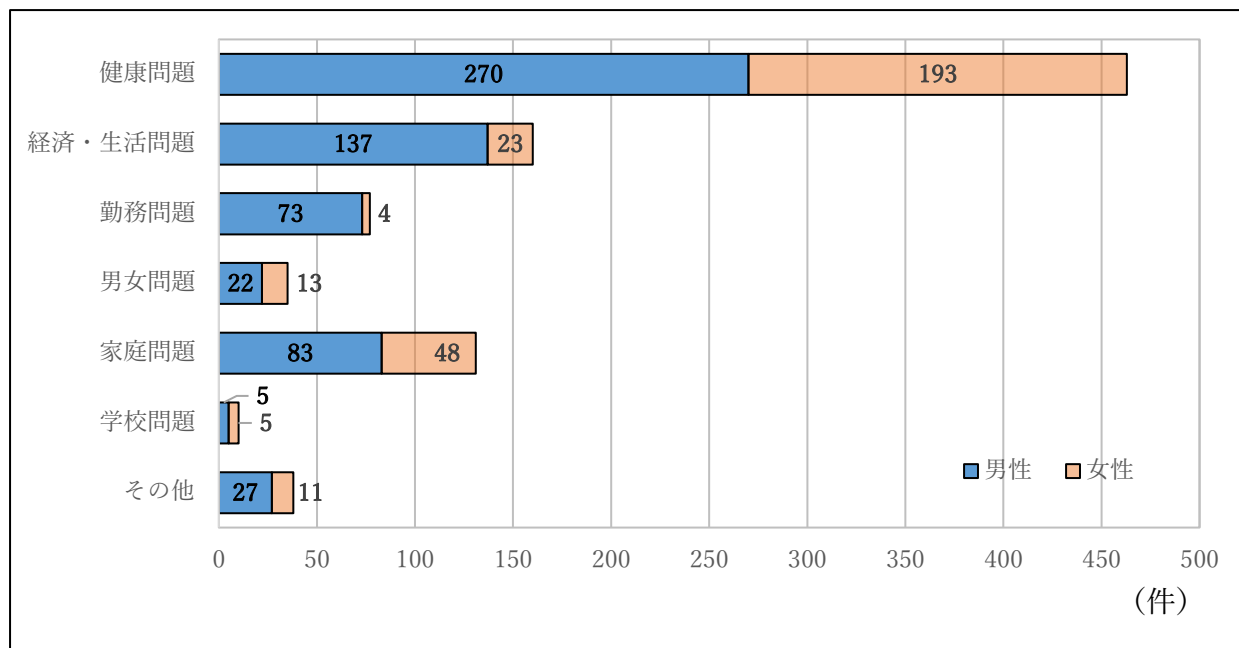
（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」）

(5) 自殺の背景（和歌山県）

平成 24～28 年の 5 年間に於ける和歌山県内の自殺の原因・動機別自殺者数をみると、最も多いのが「健康問題」で、次いで「経済・生活問題」となっています。

しかし、自殺に至るまで背景は一様でなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的な要因が複雑に絡み合い、心身に不調をきたすなかで、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥った結果、自殺に至るとも言われています。

図 5 （和歌山県）原因・動機別自殺者数（期間：平成 24～28 年）

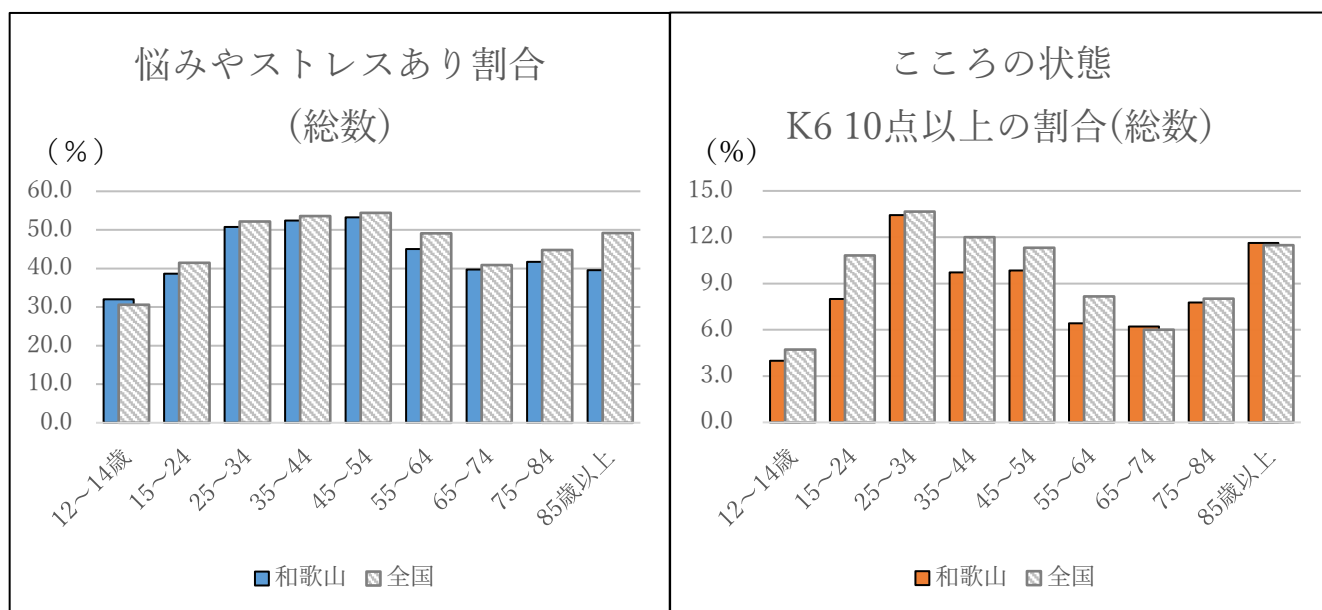


（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」／自殺日・居住地）

（ 6 ） 国民生活基礎調査の結果（和歌山県）

平成 28 年に行われた悩みやストレス、こころの状態を表す国民生活基礎調査の結果は次のとおりです。12～14 歳を除く、いずれの年代においても「悩みやストレスあり」の割合が全国より低いにも関わらず、65 歳以上になると、「こころの状態」は全国レベルより高くなる傾向にあるようです。

図 6 平成 28 年国民生活基礎調査結果



【参考】「こころの状態」の評価とは

「こころの状態」の評価には、K 6 という尺度を用いています。K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています（点数の範囲は 0 ～ 24 点）。

（ 7 ） 紀美野町の 65 歳以上の方のこころの状況

平成 29 年に紀美野町が 65 歳以上で比較的元気な方を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果では、下記のとおり「うつ傾向のリスクのある方」は 23.3%（706 人）でした。また、「心配事や愚痴を聞いてくれる人が誰もいない」と答えた方は 2.7%（82 人）でした。

○調査対象者：平成 29 年 1 月 1 日現在、要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（要支援認定者含む）3,349 人

○調 査 期 間：平成 29 年 1 月 20 日～ 2 月 6 日

○有効回収数：3,034 人（90.6%）

1. 毎日の生活について

①【ここ 2 週間】毎日の生活に充実感がない

「はい」16.3%（495 人）・「いいえ」79.8%（2,421 人）

②【ここ 2 週間】これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった

「はい」9.9%（300 人）・「いいえ」86.3%（2,618 人）

③【ここ 2 週間】以前は楽にできていたことが、今では億劫に感じられる

「はい」22.0%（667 人）・「いいえ」74.8%（2,269 人）

④【ここ 2 週間】自分が役に立つ人間だと思えない

「はい」19.0%（576 人）・「いいえ」76.5%（2,321 人）

⑤【ここ2週間】わけもなく疲れたような感じがする

「はい」21.2% (643人)・「いいえ」75.9% (2,303人)

※①～⑤の5項目のうち2項目に該当した場合、「うつ傾向のリスクあり」とされており、うち該当者は23.3% (706人)である。

2. たすけあいについて

①あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答あり）

「配偶者」51.9%・「別居の子ども」43.5%・「兄弟姉妹・親戚・親・孫」39.7%・「友人」37.2%・「同居の子ども」20.4%・「近隣」19.9%・「そのような人はいない」2.7% (82人)

②あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答あり）

「配偶者」48.7%・「兄弟姉妹・親戚・親・孫」39.2%・「友人」38.4%・「別居の子ども」35.4%・「近隣」22.7%・「同居の子ども」16.1%・「そのような人はいない」6.0% (182人)

3. 健康について

①この1か月間、気分が沈んだり、憂鬱な気持ちになったりするか

「はい」27.5% (834人)・「いいえ」69.3% (2,103人)

②この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか

「はい」18.5% (561人)・「いいえ」77.7% (2,357人)

出典：紀美野町（2017）『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書』

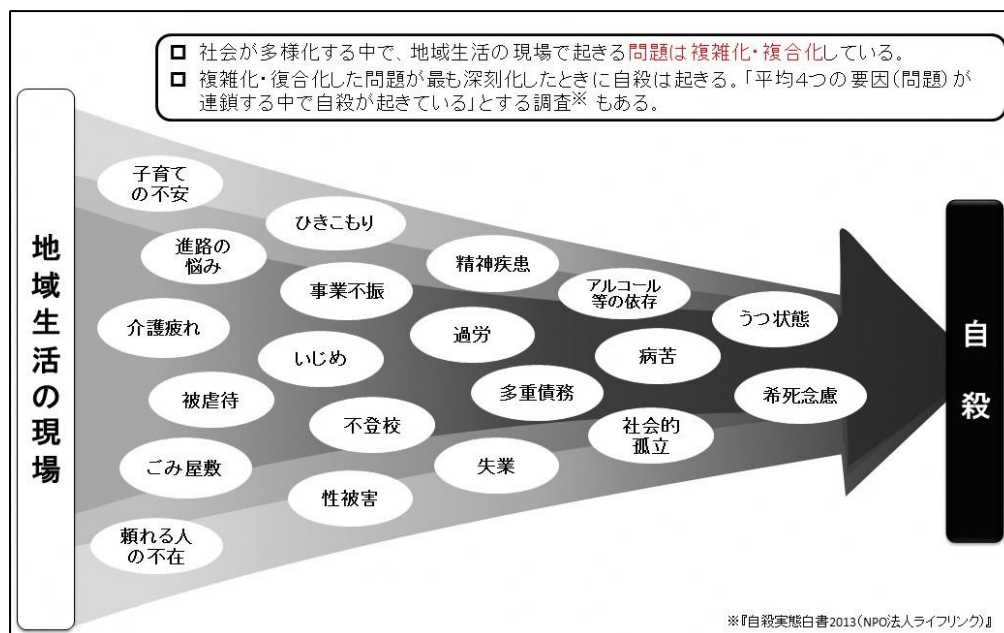
2 自殺の危機要因と自殺対策の課題

(1) 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料より）

「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」が、自殺で亡くなった 523 人の一人ひとりを自殺に至る原因を調査・分析したところ、自殺で亡くなった人は、平均すると 4 つの要因を複合的に抱えていたことが分かりました。社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化しており、その問題が最も深刻化したときに自殺は起こると言われています。

下図は危険要因が複合的に連鎖して自殺に至るまでの様子を表しています。

図 7 自殺の危機要因イメージ図（出典：厚生労働省資料）



(2) 本町における自殺対策の課題

「地域自殺実態プロファイル(2017)」によると、本町においても心身に不調をきたすなかで、精神的に追い詰められた結果、自殺に至っている傾向にあります。精神的に追い詰められることは、社会的な孤立を招くおそれがあり、一人で悩みを抱え込むリスクが高くなる可能性があります。

以上を踏まえ、危機に陥った場合、誰かに援助を求めることが適切であるということを普及する取組みが必要と言えます。また、悩みを一人で抱え込んでしまわないような対策や相談相手・支援者の育成等が不可欠と考えます。

【参考】地域自殺実態プロフィール（2017）について

本町及び和歌山県の現状は、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール（2017）」をもとに、地域特性と実態を示しました。なお、プロフィールデータは、次の3種類の資料を元に作成されたものです。

- ①人口動態統計：公表されている人口動態調査結果
- ②自殺統計：警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」
- ③特別集計：警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもの

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1 計画推進のための基本的な考え方

自殺総合対策推進センターは、自殺対策を推進するためには、すべての市町村が共通して取り組むべき「基本施策」と、その地域の課題と実情にあった施策を実施するための「重点施策」に取り組むことを推奨しています。

また紀美野町のあらゆる社会資源を活用して、「生きる支援の関連施策」を推進し、庁内一丸となり自殺対策に取り組めます。

～誰も自殺に追い込まれることのない紀美野町の実現をめざして～

【重点施策】

- (1) 自殺対策を支える人材の育成
- (2) 住民への啓発と周知
- (3) ひきこもり状態にある方への関わり

【関連施策】

- (1) 自殺対策推進のための関連施策
- (2) 各課等の取り組み

【基本施策】

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

2 基本施策

自殺総合対策推進センターによれば、全国的に実施されることが望ましい基本施策は、次の５点とされています。

紀美野町においても、これら５点を基本施策として推進していきます。

（１）地域におけるネットワークの強化

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

【活動指標】

きみのネットワーク委員会にて、自殺対策のより効果的な支援策を探るための意見交換を行い、さらなる連携強化を図ります。平成 31 年度から平成 35 年度までの５年間毎年１回以上会議の議題として取り上げます。

項目	目標値（平成 35 年まで）
きみのネットワーク委員会の開催回数	毎年 1 回以上

（２）自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」や適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成研修を実施します。特に町職員・教職員の受講を徹底します。

【活動指標】

自殺に対する正しい理解を深めることや、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの５年間で、町職員・教職員等を含み、延べ 500 人以上の研修を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
ゲートキーパー養成研修の受講者数	延べ 500 人以上

（３）住民への啓発と周知

自殺に対する正しい理解と関心を深め、また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切」であるという普及啓発を実施します。

【活動指標】

自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、自殺に対する誤った認識や偏見の改善を行います。多くの方が自殺に対する正しい理解や自死遺族等に関する理解と関心を深められるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、延べ 1,000 人以上に普及啓発等を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
自殺予防に関する普及啓発活動	延べ 1,000 人以上

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

【活動指標】

65 歳以上の高齢者の地域での孤立を防ぐため、サロン活動の活性化を推奨するとともに、介護予防教室を開催し、高齢者等の生きがいつくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、毎日の生活に充実感がある割合 80%以上をめざします。

項目	目標値（平成 35 年まで）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において「毎日の生活に充実感がある」割合	80%以上

(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒の「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とします。

【活動指標】

学校教育の場において、児童生徒がいじめや不登校に関する学習や道徳学習等で命の尊さを理解できるとともに、自らが危機に直面したと感じた際には、助けを発することができるような働きかけについて、毎年校長会にて提言していきます。

項目	目標値（平成 35 年まで）
命の尊さを学ぶ機会創出への働きかけ	毎年 2 回以上

3 重点施策

「重点施策」は、地域の特徴を踏まえた課題に対する施策となります。

紀美野町の課題は、紀美野町及び和歌山県の現状を参考に以下の３点において優先的に取り組むべき課題と考えます。

- ①自殺予防に関する知識が広く浸透していない
- ②危険サインに気づき、適切な行動をとることができる人材が少ない
- ③自殺の背景にある「ひきこもり」対策が不十分

よって、これらの課題に取り組むため、次に掲げる項目を重点施策とします。

（１）自殺対策を支える人材の育成（再掲）

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」や適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成研修を実施します。特に町職員・教職員の受講を徹底します。

【活動指標】

自殺に対する正しい理解を深めることや、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、町職員・教職員等を含み、延べ 500 人以上の研修を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
（再掲）ゲートキーパー養成研修の受講者数	延べ 500 人以上

（２）住民への啓発と周知（再掲）

自殺に対する正しい理解と関心を深め、また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切」であるという普及啓発を実施します。

【活動指標】

自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、自殺に対する誤った認識や偏見の改善を行います。多くの方が自殺に対する正しい理解や自死遺族等に関する理解と関心を深められるよう、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、延べ 1,000 人以上に普及啓発等を実施します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
（再掲）自殺予防に関する普及啓発活動	延べ 1,000 人以上

（３）ひきこもり状態にある方への関わり

本町においては、こころの健康づくりの一環として、社会的な孤立を防ぐため「ひきこもり」に着目し、和歌山県や関係機関と連携しながら地域で孤立することがないように、ご本人の居場所づくりや家族等の相談の場についての普及啓発を行います。

【活動指標】

現在ある相談窓口について町民への周知に努めます。また、生活上の様々な困難を抱えた方が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

項目	目標値（平成 35 年まで）
ひきこもりの相談に関する普及啓発	毎年 2 回以上

4 関連施策

自殺対策をより効果的に推進していくために、本町において既に実施されている事業を自殺対策事業と連携して推進していきます。

基本施策と関連のある紀美野町における社会資源を「生きる支援の関連施策」とし、既存の事業を活かした自殺対策を、各課等が一丸となり取組めます。

取組み内容については次のとおりです。

(1) 自殺対策推進のための関連施策

基本施策	1 地域におけるネットワークの強化	2 自殺対策を支える人材の育成	3 住民への啓発と周知	4 生きることの促進要因への支援				5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
				4-1 こころのケア	4-2 精神保健医療サービスの体制の整備	4-3 相談体制の充実	4-4 自殺リスクの高い要因への取組	
基本施策にかか る関連施策	① 地域における連携・ネットワークの強化	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	① 自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	① 長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進	① 精神、保健、福祉等の各施設のつながりの推進	① こころの健康に関する相談	① 子どもを貧困や虐待から守る施策の実施	① SOS の出し方に関する教育の推進
	② 見守り機能の強化	② 学校で自殺対策を支える人材の養成	② うつ病等の精神疾患についての普及と啓発	② 職場におけるメンタルヘルスの推進	② 子どもに対する精神保健医療サービスの提供体制の整備	② 人権に関する相談	② ひとり親家庭への支援	② 道徳教育の充実
			③ インターネット等の活用		③ 大規模災害における被災者等へのこころのケア	③ 子どもや若者に関する相談	③ 妊産婦への支援	
			④ 相談窓口情報の分かりやすい提供			④ 多重債務等に関する相談	④ 高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援	
						⑤ 経営に関する相談	⑤ 生活困窮者への支援	
						⑥ 障害に関する相談	⑥ 暴力・虐待に関する相談	
						⑦ 権利擁護に関する相談		

(2) 各課等の取組み

1 地域におけるネットワークの強化

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課 (診療所)	①地域における 連携・ネットワ ークの強化	地域医療及び職域 の衛生管理	地域住民の方が、自主的に疾病の早期発見や早期治療ができるよう生活習慣病の重症化を予防し、医療費等の負担を軽減し、健康寿命を伸ばせるよう助言するとともに、産業医として、職員の衛生管理の指導を行う。また、かかりつけ医として、住民のこころの悩みや健康状態にも留意し、在宅医療や介護に関して適切な助言を行い、介護者・家族等の負担の軽減に努め、必要に応じて傾聴し、必要な機関へつなぐ。
教育課 (生涯学習)	①地域における 連携・ネットワ ークの強化	生涯学習活動によ る支援	住民向けの人権研修の開催により、命の尊さを学び、人権についての理解を深め、様々な苦難から追い込まれる人を少なくするために、適切な支援につながるような声かけのできる社会教育の充実を図る。また、自宅と学校や職場だけではなく、楽しめる場や居場所づくりとなるような様々なサークル活動等の立ち上げを支援する。
水道課	②見守り運動の 強化	戸別訪問時に見守 りを行う	水道課への問い合わせや水道料金徴収業務や検針業務等で戸別訪問する際、見守り機能を強化し、気になる様子があれば、水道課より関係機関に連絡を行う。
保健福祉課	②見守り運動の 強化	定期的な訪問によ る見守りを行う	民生委員児童委員、関係機関と協力し高齢者等の見守りを定期的に行うとともに、異変を認めた場合は、孤立することなく安心して生活を送れることが出来るよう適切に支援につなげる。

2 自殺対策を支える人材の育成

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
議会事務局	①地域で自殺対策を支える人材の養成	町議会議員との連携	町議会議員は町民との繋がりが強いいため、適切な相談窓口へとつなげることができるよう、事務局担当者が町議会議員に連絡先の一覧等を渡し、配布の協力依頼を行う。また、ゲートキーパー研修への参加を働きかける。

建設課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域・団体・事業者等との連携	地域、各団体、事業所等からの情報をもとに、自殺リスクが高いと思われる場合は、関係機関に連絡し、適切な対応ができるよう連携を強化する。また、建設業者を対象としたゲートキーパー研修の受講を奨励し、必要に応じて関係機関への受講の周知を行う。
まちづくり課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域や団体と連携	I・U・J ターン者やまちづくりの団体との関わりが大きい為、様々な情報の中で自殺リスクが高いと思われる方には、速やかに、関係機関への情報提供や支援につなげる。移住者に対しては、孤立しないよう、きみの定住を支援する会にて移住者同士のつながりを強化し、また、地域で開催するイベントにおいて、自殺予防に関する啓発も織り交ぜたパンフレットやチラシを配布し、啓発活動を行う。
保健福祉課	① 地域で自殺対策を支える人材の養成	地域・団体・事業者等との連携	地域、各団体、事業所等を対象としたゲートキーパー研修の受講を奨励し、必要に応じて関係機関への研修を行う。
教育課 (学校教育)	② 学校で自殺対策を支える人材の養成	学校・教員との連携	いじめや不登校等が原因で自ら危機に直面したと感じた際には、助けを発することができると教育に取り組む。(助けを求めることが恥ずかしいことや悪いことではないことを伝える。)

3 住民への啓発と周知

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
産業課	① 自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	啓発活動	各種イベントの際には、関係機関と協力しながら自殺予防に関する正しい知識の普及や理解の促進を図る。
保健福祉課	① 自殺予防に関する正しい知識の普及と啓発	自殺予防の啓発活動	自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）を中心に、広報等にて自殺予防に関する記事の掲載、街頭啓発を継続する。 また、関係機関が実施する自殺予防に関する事業や催し等を周知し、自殺に対する正しい知識の普及も図る。
保健福祉課	② うつ病等の精神疾患についての普及と啓発	地域自立支援協議会（精神保健部会）との連携	地域自立支援協議会（精神保健部会）の協力により、中学生や高校生向けに「こころの病を知る講座」を開催する。このような早い段階から、こころの病について正しく理解をすることで、こころに不調を感じた場合は早い相談につなげられることをめざす。

総務課	③インターネット等の活用	インターネット、SNS等を活用した情報提供	広報、町ホームページ、SNSを活用し、様々な支援情報等の掲載の充実を図り、必要な方に適切な情報を得られるように努める。また、身近な相談窓口としての理解を深めるとともに、必要に応じて各機関と連携しながら支援を行う。
消防本部	④相談窓口情報の分かりやすい提供	自殺未遂者へのかかりについて	救急活動を行う傍ら、家族・親族から自殺企図の訴えや事情を勘案する必要があるれば、家族・親族に自殺予防に関するリーフレットを配布するとともに、必要に応じ関係機関に連絡できるなどの連携を強化する。

4 生きることの促進要因への支援

4-1 こころのケア

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
総務課	①長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進	ストレスチェック	過労等による職員へのストレスやメンタルヘルスの発生リスクが高まる前に、職員の心身の健康状態を知るアンケートを今後も実施していく。アンケート結果に基づき、職員の同意を基に、産業医や衛生管理者の個別相談によりストレスの軽減に努める。また、課長等の管理職が職員の心身の状況を把握し、必要に応じて労働環境の改善等、ストレスやメンタルヘルスの発生リスクの抑制に努めるよう常に発信する。
会計課	②職場におけるメンタルヘルス推進	職員のこころのケアサポート	課を超えての職員との直接の関わりが多く、職員の心身状態が気になることがあれば、声掛けに心がけ、必要に応じて担当課長に伝える。

4-2 精神保健医療サービスの体制の整備

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
保健福祉課	①精神、保健、福祉等の各施設のつながりの推進	海南海草圏域自立支援協議会	協議会の各部会において、障害者が生活を営む上で生じてくる課題の抽出や解決に向けて検討を引き続き行う。また、海南市・紀美野町で精神医療・保健福祉に関する機関で構築されたネットワークを生かし、連携を図りながら支援を行う。
保健福祉課	②子どもに対する精神保健医療サービスの提供体制の整備	海南海草圏域自立支援協議会（こども部会）	こどもに関する医療・福祉・教育等の関係機関で構成され、障害を抱えた児や家族が安心して地域で暮らしていけるよう、サービスの質の向上及び切れ目ない支援体制の整備を今後行う。

総務課	③大規模災害における被災者等のこころのケア	災害等発生後のこころのケア	大規模災害等の発生により、家族や友人を失ったり、また避難所での不自由な生活を強いられたりと、心に大きなダメージを受けることが考えられる。様々な被害に遭われた方の自殺リスクを低減するため、大規模な災害等が発生した際には、被害に遭われた方にきめ細かな相談等を実施し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
-----	-----------------------	---------------	--

4-3 相談体制の充実

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
教育課 (青少年センター)	①こころの健康に関する相談	事例発生時の対応	学校教育の一環として、人権学習や研修等には取り組んでいる。教育委員会として、こころの健康などに関する相談の中で、リストカットや自殺に至りかねない事例の際には、特に慎重に対応するとともに、関係機関との連携や情報の引継ぎを丁寧に行う。
住民課	②人権に関する相談	特設人権相談の実施	町内2か所で、年2回(6月、12月)人権擁護委員による特設人権相談日を設け人権相談を実施している。自殺対策を啓発する機会も同時に設け、自殺問題についても言及する。
保健福祉課 (こども園)	③子どもや若者に関する相談	子育てに関する相談の充実	年長児と保護者を対象に実施している6ちゃんクラブで、命の大切さと性についての学習により、いじめをしてはいけない事や性の多様性への理解のきっかけを作る。 子どもや家族のこころの悩み等の相談があれば、保育士が十分傾聴し、専門機関と連携し、リスクの軽減に努める。また、相談がなくても気になる様子が見受けられたり、虐待等が疑われる場合、早急に保健福祉課(総合相談窓口)と連携し対応にあたる。
税務課	④多重債務等に関する相談	窓口・郵便発送業務	町税等の未納、滞納が発生している方に対し、督促状、滞納明細書、催告書などの送付に加え納税相談の案内により、分納など能力に応じた納税計画の相談は今後も継続する。 また、窓口相談に来る滞納者には債務状況を聞き取り、生活困窮や多重債務などの自殺リスクが高いと思われる方を把握した場合、徴収・換価の猶予制度の適用や関係機関との連携を図りながら支援を行う。

産業課	⑤ 経営に対する相談	関係機関との連携	商業経営に関しては、商工会と連携しながら事業主からの相談や助言に努める。 ハローワークとは連携を強化し、毎月1回ハローワークの出張窓口の継続により適切な雇用につなげる。また、農業関係者には補助金制度の周知や働き方の助言なども引き続き行う。
保健福祉課	⑥ 障害に関する相談	障害者基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センターに委託を行い、24時間365日電話対応を行う。また、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図る。
保健福祉課	⑦ 権利擁護に関する相談	地域包括支援センター総合相談事業	住み慣れた地域で生活できるように、保健・福祉・医療・介護など様々な面から高齢者を支え、必要に応じ専門機関へつなぐ。新たに認知症に関する相談、医療機関へのつなぎ役、関係機関や制度・サービスなどの調整や認知症のひとと家族を地域で支える仕組みづくりに取り組む。また権利擁護業務として、消費生活被害防止の啓発や専門相談機関の紹介、成年後見制度の相談や経済的問題で申立てが困難な方への経済的補助、町による申立てを実施する。

4-4 自殺リスクの高い要因への取組み

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課	① 子どもを貧困や虐待から守る施策の実施	子ども医療費支給事業	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、町内の子ども（18歳まで）に対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。
住民課	② ひとり親家庭への支援	紀美野町ひとり親家庭医療費助成事業	町内のひとり親家庭にある18歳までの子どもを対象に、疾病、負傷等で保険診療の対象となる療養に要する費用について医療費を助成する。
保健福祉課	③ 妊産婦への支援	子育て世代包括支援センター機能の充実	産後うつは約10人に1人が経験すると言われており、自殺につながる恐れがある。妊娠・出産・子育てに関するすべての相談に応じ、必要な情報の提供、助言又は保健指導を行うことで、不安を取り除く。妊婦の方に対しては、妊娠期から子育て期に渡るきめ細やかな切れ目のない支援を引き続き提供する。
保健福祉課	④ 高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援	傾聴ボランティア活動支援	高齢者と関わりをもつことで、不安な気持ちやひきこもりを解消し、孤立を防ぐ。高齢者がふさぎ込んでしまわないように傾聴ボランティア訪問活動のコーディネートや活動支援を提供する。

企画管財課	⑤ 生活困窮者への支援	公営住宅設置事業	低廉な家賃で入居できるように町営住宅を設置しているため、家賃の支払いに困窮したり、自殺リスクが高いと疑われる入居者がいる場合、関係機関と連携しながら適切な支援につなげられるよう連携を強化する。
保健福祉課	⑤ 生活困窮者への支援	早期段階からの個別支援と関係機関との連携	くらしや仕事などで生活面で困っている人に対し、生活困窮者自立促進法に基づく自立支援により、早期段階から個別支援を行う。 また、民生委員児童委員、社会福祉協議会、和歌山県、ハローワークと連携し、低所得者の的確な把握に努めるとともに、生活の安定と自立支援に向けた活動を推進する。
保健福祉課	⑥ 暴力・虐待に関する相談	暴力・虐待への対応	保健師による家庭訪問や第三者による情報提供により、配偶者等による暴力、家族関係のねじれによる悩み事に対し必要に応じて相談や助言を行う。また、専門機関や施設、事業所等と連携を行い、本人の安全確保だけでなく、今後の対応方法について協議を行う。

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

担当課	関連施策	関連事業・業務	取組み
住民課	①SOSの出し方に関する教育の推進	子どもの人権110番及び子どものSOSミニレター	「子どもの人権110番事業（電話相談）」、「子どもの人権SOSミニレター事業（小・中学生対象）」について、人権擁護委員会が中心となり生徒や学生への啓発推進活動を実施している。町では、ポスター掲示及び町広報紙やホームページの掲載等により啓発を強化していく。
教育課 （学校教育）	②道徳教育の充実	教育分野での早期段階からの取組み	いじめや不登校に関して小学校の早い段階から学習の機会を設ける。また、道徳学習等で、自分の命も他人の命も尊いことを理解できるような工夫を行う。 また、自らも危機に直面したと感じた際には、助けを發することができる教育に取り組んでいく。 （助けを求めることが恥ずかしいことや悪いことではないことを伝える）

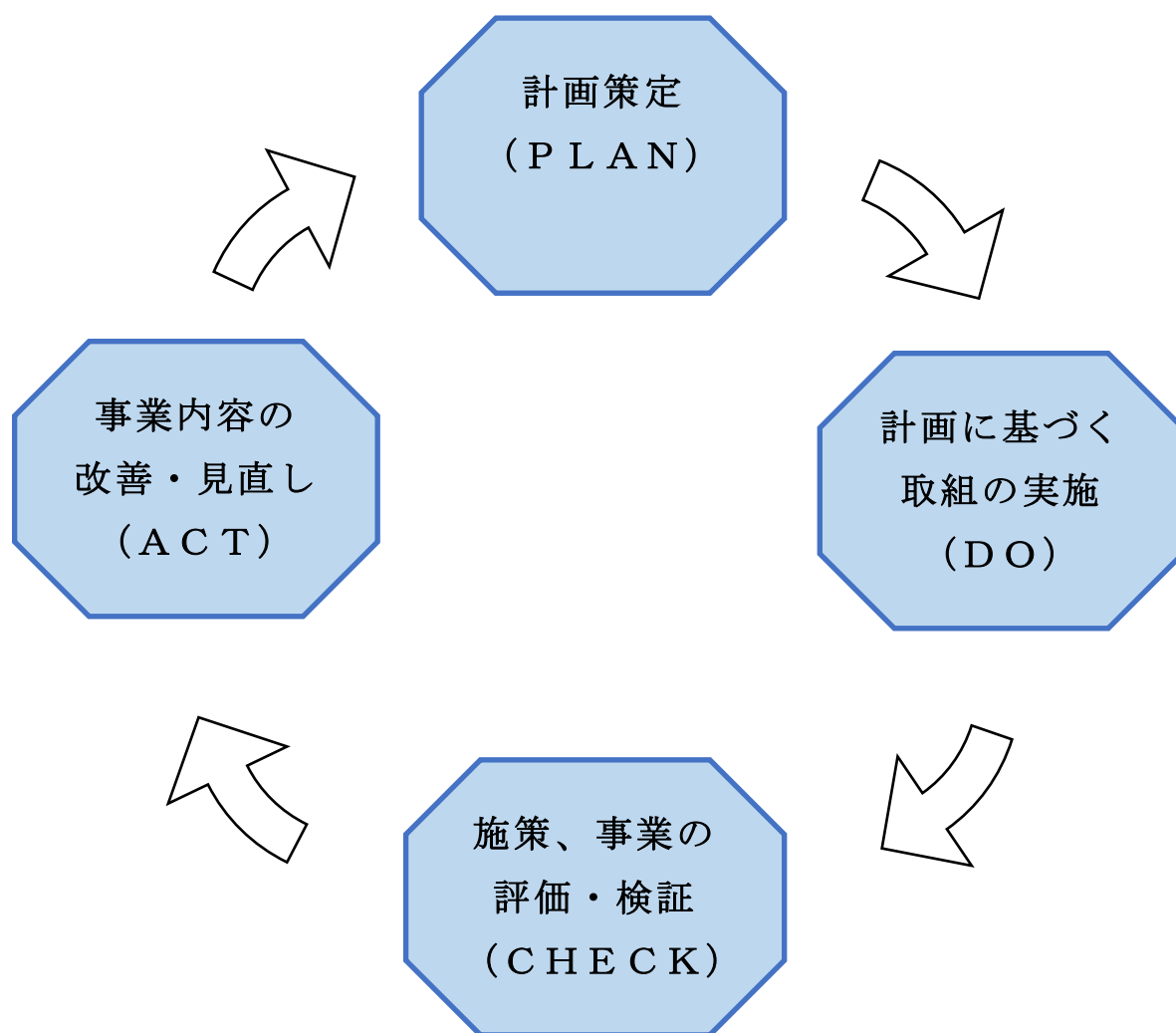
第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

町の自殺対策の推進体制を確立するため、P D C A（計画－実施－評価－改善）サイクルによる適切な計画の推進状況を把握するとともに、庁内の関係者と関連施策との有機的な連携を図り、総合的・効果的に自殺対策に取り組めます。

2 評価、見直しについて

計画期間中は、事業・取組についてP D C A（計画－実施－評価－改善）サイクルによる適切な進行管理を行うため、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、事業の見直しなどを行います。



紀美野町いのち支える自殺対策計画

資 料 編

- 1 紀美野町役場の主な相談窓口 29
- 2 和歌山県内の主な相談窓口 30

1 紀美野町役場の主な相談窓口

悩みは一人で抱えていても解決しにくいものです。些細なことでも気になることがあったら、下記へご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいたら、悩みに耳を傾け、相談を勧めてください。

紀美野町役場の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	備考
妊娠～子育てに関すること	保健福祉課	073-489-9960	月～金 8：30～17：15 （12月29日～1月3日・祝日を除く）
障害に関すること			
高齢者に関すること			
暴力・虐待に関すること			
生活困窮に関すること			
子どもの人権に関すること	住民課	073-489-5903	
子どもの SOS ミニレターに関すること			
人権相談に関すること			
地域医療に関すること			
いじめ・不登校に関すること	教育課	073-489-5910	
町営住宅に関すること	企画管財課	073-489-5913	
税金に関すること	税務課	073-489-5905	
農林商工業関係に関すること	産業課	073-489-5901	
定住支援に関すること	まちづくり課	073-495-3462	
水道に関すること	水道課	073-489-2474	
消費生活に関すること	総務課	073-489-5912	

2 和歌山県内の主な相談窓口

和歌山県自殺対策推進センター 相談専用電話

「はあとライン」 073-424-1700

月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)

生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方のご相談をお受けします。

※下記以外の相談窓口は、和歌山県精神保健福祉センターホームページにも掲載しています

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/050301/050301/jisatsutaisaku.html>

分野別	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
こころの健康	精神疾患、アルコール健康障害、依存症、ひきこもり等、こころの健康に関する電話相談	「こころの電話」(和歌山県精神保健福祉センター)	073-435-5192	月～金 9:30～12:00 13:00～16:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	こころの健康に関する相談(精神疾患、アルコール健康障害、依存症、ひきこもり等)	海南保健所	073-482-0600	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	様々な悩みや心の危機に直面している方、身近に相談できる人がなく、1人で悩んでいる方	和歌山いのちの電話	073-424-5000	毎日 10:00～22:00
		和歌山いのちの電話(フリーダイヤル) ※毎月10日	0120-783-556	毎月10日 24時間
	薬物に関する相談(薬物依存症当事者、その家族等)	和歌山県福祉保健部健康局薬務課	073-441-2663	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く) ※Eメールでの相談も受け付けています: yakubutsu_soudan@pref.wakayama.lg.jp ※海南保健所衛生環境課(073-482-0600)でもご相談をお受けしています
人権	人権全般に関する相談	人権ホットライン(和歌山県人権啓発センター)	073-421-7830	月～金 9:00～16:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
		和歌山県企画部人権局	073-441-2563	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く) ※海草振興局地域振興部総務県民課(073-441-3436)でもご相談をお受けしています
子供・若者	子供(18歳未満)についてのあらゆる相談	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-5312	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
		「子どもと家庭のテレフォン110番」	073-447-1152	24時間電話対応
	児童虐待や子育て等に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間電話対応
	いじめ等の悩みに関する相談	「ヤングテレホン・いじめ110番」(和歌山県警察本部)	073-425-7867	月～金 9:00～17:45 ※Eメールでの相談は常時受け付けています: e8205001@pref.wakayama.lg.jp
	いじめ、不登校など教育に関する相談	教育相談	073-422-7000 0739-23-1988	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
		子供SOSダイヤル	073-422-9961	24時間電話対応
	教育に対するご意見、ご相談、ご提言、いじめ等の相談	教育長POST	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/kyouikuipost.html	

	思春期・青年期に特有の悩みや、精神疾患、不登校やひきこもり等の相談	「いっぽライン」 和歌山県精神保健福祉センター	073-424-1713	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	若者(概ね15歳～39歳まで)の様々な悩み、問題についての相談	若者サポートステーション With You わかやま	073-428-0874	月～金 10:00～17:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
		若者サポートステーション With You きのかわ	0736-32-0874	【メール相談】 (パソコン専用) http://with-you-wakayama.jp (携帯電話専用) http://with-you-wakayama.jp/mobile/
D男 V女 ・共 性同 暴参 力画	男女共同参画のさまたげとなる様々な悩みの相談	和歌山県男女共同参画センター	073-435-5246	火～土 9:00～20:30(受付20:00まで) 日 9:00～17:00(受付16:30まで) (12月29日～1月3日・祝日除く)
	配偶者からの暴力の相談女性のさまざまな相談	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793	9:00～21:30(12月29日～1月3日を除く)
	性暴力を受けた被害者の相談	性暴力救援センター和歌山 わかやま m i n e (マイン)	073-444-0099	9:00～21:30(12月29日～1月3日を除く)
介 護 ・ 認 知 症	認知症に関する専門医療相談(電話相談、面接相談)	和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センター	0738-24-1802	月～金 8:30～17:15 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
	認知症に関わる相談全般	わかやま認知症なんでも電話相談 (一般社団法人和歌山県認知症支援協会)	0120-969-487 073-460-1456	①月～金 10:00～15:00 (12月29日～1月3日・祝日除く) ②月～金 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
		公益社団法人認知症の人と家族の会和歌山県支部	0120-783-007	月～土 10:00～15:00 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

分野別	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
障害者	障害者（児）に関する相談	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-7314	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
高齢者がいる者	和歌山県内にお住まいの高齢者（満65歳以上）・障がい者ご本人、その家族や生活支援者の悩みについての弁護士による電話相談	高齢者・障がい者あんしん電話相談 (和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター)	073-425-4165	月～金 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く) 相談は電話での受付後、担当の弁護士から折り返しお電話します。
仕事・職場	事業場のためのメンタルヘルス対策相談	和歌山産業保健総合支援センター	073-421-8990	月～金 8:30～17:15 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	職場での問題や悩みの相談	和歌山県労働情報センター	073-436-0735	火・水・木・金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	解雇・パワハラ・職場のいじめ・賃下げなどあらゆる労働問題の相談	和歌山労働局 総合労働相談コーナー 和歌山総合労働相談コーナー	073-488-1020 073-488-1200	月～金 8:30～17:15 (12月29日～1月3日・祝日除く)
法律相談	弁護士による法律トラブルに関する様々な相談	和歌山弁護士会	場所・時間・予約方法・相談料等については、和歌山弁護士会ホームページをご参照いただくか、お電話でお問い合わせ下さい。 (HP) http://www.wakaben.or.jp/search.html (電話) 073-422-4580 ※月～金 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く) 12月29日～1月3日・祝日除く	
	借金問題、悪徳商法、労働トラブルなどの法律相談。相続など登記相談（注1）	和歌山県司法書士会司法書士総合相談センター	073-422-4272	月～金 9:00～17:00、土 13:00～16:00 (12月29日～1月3日・祝日除く) (注1)「民事紛争」に関する相談の場合は、紛争の目的の価額が140万円以下のものに限りです。
	法的トラブルに関する情報提供、経済的に困りの方への無料法律相談や裁判費用等の立替	法テラス和歌山 (日本司法支援センター和歌山地方事務所)	050-3383-5457	月～金 9:00～17:00 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	法的トラブルに関する総合案内（情報提供）	法テラス サポートダイヤル	0570-078374 (PHS・IP電話からは03-6745-5600)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日・12月29日～1月3日除く)
経済消費生活問題	契約トラブルなど消費生活に関する相談	和歌山県消費生活センター	073-433-1551	月～金 9:00～17:00 土日 10:00～16:00 (電話相談のみ)
	悪質商法、ヤミ金融に関する相談	和歌山県警察本部生活環境課	073-423-0110 (内線 3185, 3186)	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	サイバー犯罪に関する相談	和歌山県警察本部サイバー犯罪対策課	073-423-0110 (内線 3495)	月～金 9:00～17:45 (12月29日～1月3日・祝日除く)
生活困窮	生活困窮に関わる様々な相談	海草振興局健康福祉部	073-482-5511	月～金 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
地域のさまざまな問題	多重債務など日常生活に関わる様々な相談	和歌山県県民相談室（本庁）	073-441-2356	面接 月～金 9:00～17:00 電話 月～金 9:30～17:30 (12月29日～1月3日・祝日除く)
	生活・福祉の困りごと、心配ごと相談	紀美野町社会福祉協議会	073-489-9962	月～金 8:30～17:15 (12月29日～1月3日・祝日を除く)
	事件・事故の被害相談や困りごと・不安に思うこと・心配ごと等の相談	和歌山県警察本部 警察相談課	・ #9110 (フッシュ回線携帯等) ・ 073-432-0110	24時間受付

紀美野町いのち支える
自殺対策計画

第 1 次紀美野町自殺対策計画

平成 3 1 年 3 月発行

編集・発行 紀美野町保健福祉課

〒640-1121

和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1 4 0 8 番地 4

TEL (073) - 489 - 9960

FAX (073) - 489 - 6655
